脱炭素社会づくり促進事業補助金の興味

温室効果ガスの削減を図るため、「省CO2設備の更新・導入」を補助します。

補助対象者 1

県内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体、医療法人、 社会福祉法人、学校法人、青色申告を行っている個人事業主 等

2 補助対象設備

- ・照明LED化(CO2削減量年間10トン以上またはCO2削減率50%以上)
- ・空調、工業炉、ボイラー等の更新 (CO2削減量年間10トン以上またはCO2削減率20%以上)
- ・コージェネレーションシステムの設置

3 補助額

補助対象経費の1/3

※ 設計費・機器購入費・工事費(処分費は除く)

«上限額»

100万円(ボイラーガス化は200万円、ボイラー電化は300万円)

※ 20万円以上の補助金が対象

4 申請期間

令和6(2024)年4月15日(月)~10月31日(木)

※ 申請期間内でも、交付決定額が予算額に達した時点で受付を終了します。

5 その他

交付決定前に事業実施(契約・発注)した場合は補助対象外となります。

※ 交付決定時期は、提出した書類に不備等がない場合、提出から約1ヶ月後 になります。

〈問い合わせ先〉**栃木県環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室**

(詳細はHPA) 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎本館11階

TEL: 028-623-3262 FAX: 028-623-3259

URL: https://www.pref.tochiqi.lg.jp/d02/kouhou/datsutansohojokin.html

